

第7 産業廃棄物の処理に係る特例

1 再生利用認定制度

環境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定める基準に適合していることについて、都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができます。（法第15条の4の2第1項）

この認定を受けた者は、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可が不要となりますが、適正な処理を確保するため、処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存義務等は適用されます。

図表 69 再生利用認定制度の概要（法第15条の4の2）

1 対象廃棄物

次のいずれにも該当せず、再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であって、環境大臣が定めるものとする。（施行規則第12条の12の2）

- ① ばいじん又は燃え殻であって、産業廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）
- ② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）
- ③ 通常の保管状況下で容易に腐敗し、又は揮発するなど、その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

2 認定基準

- ① 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障がないものとして、施行規則第12条の12の4で定める基準に適合すること。
- ② 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が、施行規則第12条の12の5で定める基準に適合すること。
- ③ ②に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が、施行規則第12条の12の6で定める基準に適合すること。

※ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する場合や廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造する場合、廃肉骨粉（化製場から排出されるものに限る。）に含まれるカルシウムをセメントの原材料として利用する場合等において認定されています。

2 広域的処理認定制度

環境省令で定める産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者（当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。）は、環境省令で定める基準に適合していることについて、都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができます。（法第15条の4の3第1項）

この認定を受けた者は、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可が不要となりますが、適正な処理を確保するため、処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存義務等は適用されます。

ただし、再生利用認定制度と異なり、産業廃棄物処理施設設置の許可は必要です。

図表 70 広域的処理認定制度の概要（法第 15 条の 4 の 3）

1 対象廃棄物

次のいずれにも該当すると認められるものとする。（施行規則第 12 条の 12 の 8）

- ① 通常の運搬状況下で容易に腐敗し、又は揮発するなど、その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないもの
- ② 製品が産業廃棄物となったものであって、当該産業廃棄物の処理を製造事業者等が行うことにより、当該産業廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの

2 認定基準

- ① 当該処理の内容が、産業廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものとして、施行規則第 12 条の 12 の 10 で定める基準に適合すること。
- ② 当該処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）が、施行規則第 12 条の 12 の 11 で定める基準に適合すること。
- ③ ②に規定する者が、施行規則第 12 条の 12 の 12 で定める基準に適合する施設を有すること。

3 無害化処理認定制度

石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定める基準に適合していることについて、都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができます。（法第 15 条の 4 の 4 第 1 項）

この認定を受けた者は、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可が不要となりますが、適正な処理を確保するため、処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存義務等は適用されます。

図表 71 無害化処理認定制度の概要（法第 15 条の 4 の 4）

1 対象廃棄物

迅速かつ安全な無害化処理が促進されると認められる産業廃棄物であって、環境大臣が定めるものとする。（施行規則第 12 条の 12 の 14）

※ 石綿又は低濃度 PCB を含有する廃棄物が指定されています。

2 認定基準

- ① 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして、施行規則第 12 条の 12 の 16 で定める基準に適合すること。
- ② 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が、施行規則第 12 条の 12 の 17 で定める基準に適合すること。
- ③ ②に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が、施行規則第 12 条の 12 の 18 で定める基準に適合すること。

4 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集運搬又は処分を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、環境省令で定める基準に適合していることについて、当該産業廃棄物の収集運搬又は処分を行おうとする区域（運搬のみ行う場合には、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができます。（法第12条の7第1項）

この認定を受けた者は、当該認定を受けた者のうち他の事業者が排出した産業廃棄物の収集運搬又は処分を、処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができるようになりますが、適正な処理を確保するため、処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存義務等は適用されます。

図表 72 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度の概要（法第12条の7）

1 二以上の事業者の一体的な経営の基準（施行規則第8条の38の2）

二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当すること。

- (1) 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有していること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
 - ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の3分の2以上に相当する数又は額の株式（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は出資を保有していること。
 - ② 役員又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員として派遣していること。
 - ③ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。

2 処理を行う事業者の基準（施行規則第8条の38の3）

- (1) 当該申請に係る産業廃棄物の処理に関する計画において、当該産業廃棄物の処理を行うこととされた者であること。
- (2) 当該申請に係る産業廃棄物の処理を統括して管理する体制の下、当該産業廃棄物の処理を行う者であること。
- (3) 当該申請に係る産業廃棄物の処理以外の産業廃棄物の処理を行う場合には、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (4) 当該申請に係る産業廃棄物の処理を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合には、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対しマニフェストを交付する者であること。
- (5) 当該申請に係る産業廃棄物の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- (6) 当該申請に係る産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (7) P65 図表 60（欠格要件）中の①～⑪及び⑬のいずれにも該当しないこと。
- (8) 不利益処分を受け、その日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (9) P62 図表 57 の基準に準じた施設を有すること。
- (10) その他環境大臣が定める基準に適合していること。